

『国際交流基金日本語教育論集』第20号：投稿規程

『国際交流基金日本語教育論集』は、国際交流基金の日本語教育事業に携わる者に対し、研究活動や実践等に関する執筆・発表の機会を与えて研鑽を促し、日本語教育事業の質的向上や発展を図るとともに、日本語教育事業の成果や関連情報などを国内外の日本語教育関係者に広く紹介・提供することを目的とします。

掲載された論文や報告がより幅広く参照・活用されるように、本号より刊行物タイトルを『国際交流基金日本語教育紀要』から『国際交流基金日本語教育論集』に改めることにしました。発行趣旨や投稿資格、評価基準に変更はありませんので、号数も継続します。

1. 投稿資格

- (1) 国際交流基金（海外拠点を含む）に在職する者及び退職後2年以内の者
- (2) 国際交流基金より海外に派遣されている者及び派遣期間終了後1年以内の者（日本語専門家等）
- (3) 国際交流基金日本語国際センターにおける次の研修を修了した者
 - ア. 日本語教育指導者養成プログラム（修士課程）
 - イ. 日本言語文化研究プログラム（博士課程）
- (4) 国際交流基金日本語国際センターにおける海外日本語教師プロジェクト型研修を修了後5年以内の者

※なお、共同執筆の場合、上記(1)～(4)のいずれかに該当する者が含まれている必要があります。

2. 投稿原稿の内容

(1) 分野

次の分野で未発表のものに限ります。

①日本語教育、②日本語学、③日本事情、④その他の関連分野（例：外国語教育における教授法）

(2) 研究倫理への配慮

投稿原稿に利用したデータや事例等については、必ず研究倫理上必要な手続きを経てください。（調査協力者に対し、研究の目的、収集方法、発表方法等についてわかりやすく説明する、データ使用の範囲を明確に伝え同意を得る、など。）また、記述において、調査協力者のプライバシー侵害がなされないよう細心の注意を払ってください。国際交流基金が実施する日本語教育事業に関わる投稿原稿については、当該事業の担当管理職等の事前確認を得てください。

3. 原稿のカテゴリーと評価の観点

3.1 論文

(1) 「教育実践論文」

日本語教育分野における教育実践について、関連する先行研究、実践の目的、特徴、経過、および、その評価が具体的、かつ明示的に述べられたもの。実践の内容を広く共有する意義が明確に述べられているもの。

なお、審査時の評価の観点は以下のとおり。

- ・実践にいたる背景や経緯の明確な記述
- ・先行研究の把握
- ・実践内容に関する情報の有用性、独自性、独創性
- ・教育現場への貢献性（実践で得られた効果や課題が自分の現場にかぎらず広く役立つようにまとめられていること）
- ・論文としてのまとまり

(2) 「教材開発論文」

日本語教育分野における教材／教育システム開発について、その目的、特徴、経過および、その評価が具体的、かつ明示的に述べられたもの。教材／教育システム開発の内容を広く共有する意義が明確に述べられているもの。なお、審査時の評価の観点は以下のとおり。

- ・教材／教育システム開発にいたる背景や経緯の明確な記述
- ・先行研究への言及
- ・開発内容に関する情報の有用性、独自性、独創性
- ・教育現場への貢献性（開発された教材／教育システムが自分の現場にかぎらず広く役立つようまとめられていること）

られていること)

- ・論文としてのまとまり

(3) 「研究論文」

先行研究の十分な把握と検討に基づき、研究の目的・課題・方法が明確に示され、課題への解答が十分なデータの分析・考察を踏まえて理論的、実証的に述べられた論文。なお、審査時の評価の観点は以下のとおり。

- ・先行研究の十分な把握・検討
- ・十分なデータの分析と考察に裏打ちされた実証性
- ・論旨の一貫性と論理性（テーマ性があり、それに合致した結論が無理なく導き出されていること）
- ・研究成果の独自性／独創性
- ・当該分野への貢献性

3.2 「研究ノート」

先行研究の検討に基づき、研究の目的や課題、方法が明示され、十分なデータの分析・考察等は必ずしも求められないものの、将来的に論文へと発展する可能性がある中間的論考。なお、審査時の評価の観点は以下のとおり。

- ・先行研究の把握
- ・記述の明確性（研究の目的・課題・方法）
- ・論旨の一貫性と論理性
- ・テーマと視点の独自性と話題性
- ・論文への発展性

3.3 「報告」

日本語教育分野における実践、調査、視察等に関する記録を残す目的での報告。なお、審査時の評価の観点は以下のとおり。

- ・情報の有用性、新奇性、速報性
- ・記述の明確性

3.4 全カテゴリー

審査時の評価の観点：表現・形式（表記、表現、引用方法、参考文献、注記など）

4. 投稿の際の提出物

- (1) 応募用紙
- (2) 原稿本体

- ・「論文原稿書式」を使用する。
- ・日本語原稿の場合は、A4 版、MS Word、横書き 42 字×33 行、英語原稿の場合は、A4 版、MS Word、横書き 86 字×33 行
- ・各種論文は 15 ページ以内、研究ノート及び報告は 11 ページ以内。（※図表、注記、参考文献、稿末資料を含む）
- ・各種論文、研究ノートの日本語原稿については、「採用」または「条件付採用」決定後、180 語以内の英文要旨を速やかに提出していただきますので、予めご了承ください。

(注 1) 別紙「執筆要領」を必ず事前にお読みの上、執筆してください。

(注 2) 原稿ページ数に関し、規定の範囲外の場合は受理しませんので、くれぐれもご注意ください。

(注 3) 英文要旨につきまして、事務局での校閲はございませんのでご自身でのご確認をお願いいたします。

5. 提出方法

電子メールにて「応募用紙」及び「原稿本体」を「10. 提出先」の事務局にご提出ください。メール送信後、数日経過しても事務局より受信通知の連絡がない場合は、事務局にメールが着信していないおそれがありますので、お手数ですが、事務局にお問い合わせください。

6. 提出期限

令和 5 年 8 月 31 日 (木) 午前 10 : 00 (※日本時間／必着)

7. 審査及び採否通知

- (1) 『国際交流基金日本語教育論集』編集委員及び査読協力者が投稿論文を査読し、その結果を外部専門家及び国際交流基金の日本語教育専門員から構成される『国際交流基金日本語教育論集』編集委員会に報告します。
- (2) 編集委員会が各論文を厳正に審査の上、採否を決定します。
- (3) 編集委員会における審査の結果、「採用」「不採用」のほか、「条件付採用」と判定することがあります。その場合、編集委員会は当該論文の執筆者に対し「採用条件」を提示し、論文原稿の修正を求めます。
- (4) 採否結果については提出期限から 3 か月以内に通知します。なお、共同執筆論文の場合、筆頭執筆者に採否結果を通知します。

8. 採用後のスケジュール (予定)

- (1) 「採用」原稿の軽微な修正、「条件付採用」原稿の採用条件に沿った修正
令和 5 年 11 月 9 日 (木) ~11 月 27 日 (月)
- (2) 「条件付採用」原稿の再修正 (編集委員会が必要と判断した場合)
令和 5 年 11 月 27 日 (月) ~12 月 15 日 (金)
- (3) 校正作業 令和 6 年 1 月中旬~3 月中旬
- (4) 発行 令和 6 年 3 月下旬

9. 掲載原稿の公開方法及び掲載の著作権

- (1) 掲載論文の執筆者名、要旨、論文本文等を「国際交流基金リポジトリ」で公開いたします。
- (2) 掲載原稿の著作権は、独立行政法人国際交流基金に帰属します。

10. 提出先 (問い合わせ先)

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-36

独立行政法人国際交流基金 日本語国際センター 教材開発チーム内

『国際交流基金日本語教育論集』事務局

E-mail : jfnckt@jpf.go.jp

以上